

## 保育を必要とする書類

- ◆ 証明書は原則として父母ともに必要です。
- ◆ 離婚調停中の方は、事件係属証明書または呼出状を提出された場合に限り、配偶者分の下記書類が不要となります。
- ◆ 証明書の有効期限は、内容に変更がない場合に限り証明日から6か月以内のものとなります。  
 ※証明書の内容(時間・日数・期間等)に記入漏れがあった場合、選考に影響がでる可能性がありますので、必ず記載内容をご確認いただき添付してください。

保護者の状況等	必要書類	注意事項
就労	◎就労証明書	就労先が複数ある場合は、それぞれの就労証明書・タイムスケジュールをご提出ください。
自営業・農業従事者	◎就労証明書 ・運営が確認できる書類(中心者のみ)※1	※1運営が確認できる書類 ・開業届・営業許可書・直近の確定申告書 など
就労(内定)	◎就労証明書(内定) (就労開始日前に証明されたもの)	就労証明書の提出が難しい場合には、みらいこども課へお問合せください。
求職活動中	◎確約書 ・求職活動をしていることがわかる書類※2	※2 求職活動をしていることが分かる書類 ハローワークの受付表や求職サイト登録画面の写し など。
妊娠・出産	・母子手帳の写しまたは妊産婦マル福受給者証の写し	表紙と出産予定日が記載されたページの写しをご提出ください。
育児休業	◎就労証明書	育児休業期間が明記された就労証明書をご提出ください。また復職後1か月以内に再度「復職証明書(就労中)」をご提出ください。
病気・障がい	◎診断書または障がい者手帳等の写しまたは年金証書の写し	・病名、保育が困難な状況、療養期間が記載されたもの。 ・診断書は市様式以外でも受領が可能です。 ・手帳番号、本人欄、障がい名が記載されているページ。
看護・介護	◎看護・介護状況申告書 ・診断書等の介護・看護が必要である書類※3	※3 診断書または障がい者手帳 など。 看護・介護状況申告書下部をご参照ください。
就学	・就学証明書または学生証の写し	・保護者が就学中の場合は、時間割(カリキュラム)がわかるもの。 ・カルチャースクールは就学の対象外となります。
災害復旧	・罹災証明書等	・災害状況がわかるもの

※就労証明書・確約書・診断書：本紙巻末の書類または市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

※◎印の指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。